

第3章 職業能力開発施策の今後の方向性と基本的施策

第2章でみた社会経済情勢の変化や職業能力開発の現状と課題を踏まえ、今後の職業能力開発を推進するにあたり、以下の視点により進めます。

職業能力開発施策の今後の方向性

1 生産性向上に向けた人材育成等の強化

労働力人口の減少が経済発展の制約となる懸念がある中で、県内企業が社会経済環境の変化に対応し、成長していくために、地域や企業のニーズに応じた人材育成・確保や生産性の向上等が求められています。

成長が見込まれる分野や労働力の不足感が高まっている分野での人材育成に取り組むとともに、ICT等の技術進歩による就業環境の変化に対応した職業訓練を実施し、高品質の製品・サービスを提供できる人材の育成に取り組みます。

あわせて、生産性向上に向けては、労働力の「質」の向上も大切であり、効率的な働き方を進めるため、企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進による「働き方改革」を推進します。

2 「全員参加の社会の実現加速」に向けた職業能力底上げの推進

働くことを希望する全ての人がいきいきと働くことができる全員参加の社会を構築することは、労働を通じた自己実現や職業的自立の面からだけでなく、少子高齢化が進展する中、労働力を確保し活力ある社会をつくる観点からも重要となっています。

全員参加の社会の実現には、雇用施策や福祉施策など多様な取組を推進するとともに、就労につながる職業能力開発が重要です。誰もが働きやすい職場環境づくりを推進し、若者・障がい者・女性・高齢者等の全ての人材が、その能力を十分に発揮できる全員参加の社会の実現加速に向けて、個々の特性やニーズに応じた職業能力開発の機会を提供し、一人ひとりの能力の底上げを図ります。

3 生涯を通じたキャリア形成支援の推進

人口減少社会の到来や、グローバル化の進展、ICT等の技術進歩、さらに経済のサービス化による産業構造の変化やインバウンドの増加等による国際化を背景にビジネス環境、就業環境は大きく変化する中、企業においては、労働者の

人材育成のニーズが高まってきています。また、働き方の多様化などにより、個人が主体的に職業生活の設計を行い、自ら職業能力開発に取り組むことが重要になっていきます。

このため、子どもの頃からものづくりに触れる機会の提供、学校におけるキャリア教育をはじめ、企業による労働者の職業能力開発への支援、個人の主体的な職業能力開発への支援など、生涯にわたるキャリア形成の支援に取り組みます。

4 技能の振興

経済のグローバル化や技術革新が進展する中、県内産業の発展を支える技能者の確保、労働者の技能を向上させることについての重要性が高まっています。また、次世代に技能を継承するため、技能の魅力や重要性の理解を深め技能が尊重される機運の醸成に取り組むことが必要です。

このため、国家検定制度である技能検定の実施や優秀な技能者の表彰などに、関係機関が連携して取り組みます。

5 職業訓練に関する基盤の充実等

各種の職業能力開発事業を推進するためには、職業訓練の実施を支える基盤となる取組を充実させることが不可欠です。

このため、関係機関の連携をより一層強化するとともに、職業訓練の品質確保や職業訓練指導員等の技能向上など職業訓練に関する基盤の充実に取り組みます。

【県内の職業能力開発に関する機関】

この章では、各業務の実施主体を記載しています。それぞれの機関の概要とこの章における実施主体の表記は以下のとおりです。

- 県 雇用経済部：学卒者、離職者など多様な方を対象に職業訓練を行っています。
環境生活部：女性の活躍促進に向けた取組を行っています。
健康福祉部：障がい者やひとり親家庭等への支援を行っています。
教育委員会：学校におけるキャリア教育を推進しています。
実施主体の記載においては、【県】と表記します。

三重労働局

求職者と仕事を結びつけるため、ハローワークを活用しながら、職業訓練の受講指示等を行い、訓練期間中の手当の給付、訓練修了後の職業相談・紹介等を実施しています。また、資格取得講座受講経費の助成、就労支援のためのセミナー等を行っています。

実施主体の記載においては、【労働局】と表記します。

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構

職業能力開発促進センターで離職者や在職者に職業訓練を実施するとともに、個人の能力開発や企業の人材育成を支援しています。また、三重障害者職業センターでは、関係機関との連携のもと、就職や職場定着をめざす障がい者や障がい者雇用を検討している事業主等に対して支援・サービスを提供しています。

実施主体の記載においては、【雇用支援機構】と表記します。

(公財) 介護労働安定センター三重支所

介護労働者の能力開発に関する研修・相談援助を行うとともに、介護人材養成のため、離職者を対象とした職業訓練を実施しています。

実施主体の記載においては、【介護労働安定センター】と表記します。

(公社) 三重県シルバー人材センター連合会

高齢者が、長年培った技能等を生かして働くことができるよう仕事の請負等を行うシルバー人材センター事業の効果的な運営と発展を図るとともに、高齢者への技能講習を国から受託して実施しています。

実施主体の記載においては、【シルバー人材センター】と表記します。

三重県職業能力開発協会

職業能力開発促進法により設置されている法人であり、技能検定の実施や企業における能力開発への支援を行っています。

実施主体の記載においては、【能開協会】と表記します。

(一社) 三重県技能士会

技能検定に合格した技能士を会員とする法人であり、技能体験事業等を実施しています。

実施主体の記載においては、【技能士会】と表記します。

職業能力開発施策の基本的施策

< 1 生産性向上に向けた人材育成等の強化 >

(1) 地域の創意工夫を活かした人材育成の推進

生産性の維持・向上に資する人材の継続的な育成に向け、企業、民間教育訓練機関等の教育訓練資源を効果的に活用し、ものづくり産業や、観光・「食」関連等サービス産業といった、本県の地域特性を踏まえ、それぞれの産業ニーズを反映した人材育成が必要です。このため、以下のような取組を行います。

労働局が設置する「地域訓練協議会」において、関係機関等と協議のうえ、地域における訓練実績の把握・分析を行い、多様な産業ニーズを反映した訓練計画を策定することにより、地域産業のニーズに合わせた担い手となる人材を育成する職業訓練に取り組みます。

【労働局、県、雇用支援機構】

航空宇宙、観光、「食」関連等の、今後成長が見込まれる分野で必要とされる能力開発に取り組みます。

【県】

介護・福祉、医療、建設等の労働力の不足感が高まっている分野における能力開発に取り組みます。

【労働局、県、介護労働安定センター】

離職者に多様な職業訓練ができるよう、専修学校等の民間教育訓練機関への委託形式による職業訓練を推進します。

【県】

地域ニーズを踏まえ、地域レベルで産学官が連携した地域コンソーシアムを構築し、就職の可能性を高める職業訓練コースの開発・検証に取り組みます。

【労働局、県、雇用支援機構】

(2) 就業環境の変化に対応した職業能力開発の実施

経済社会環境が急速に変化する中で、ICT等の技術進歩にも対応したスキルが求められることが見込まれるなど、個々の労働者の能力を最大限に活かすための取組が必要です。このため、以下のような取組を行います。

労働生産性向上のカギとなるICT等の技術進歩に対応した職業訓練に取り組みます。

【労働局、県、雇用支援機構】

離職者等を対象とした公共職業訓練や再就職に活用できる資格取得への助成に取り組みます。

【労働局、県、雇用支援機構】

雇用保険を受給できない人への再就職支援として、「求職者支援制度」に基づく職業訓練を推進します。

【労働局】

「地域訓練協議会」をはじめとする関係機関との様々な場面での協議を通じて、産業界や地域のニーズに応じた職業訓練を推進します。

【労働局、県、雇用支援機構】

(3) 生産性向上等に向けての普及啓発

少子高齢化に伴い労働力人口の減少が課題となる中、企業等が競争力を維持・向上させるためには、長時間労働の是正などに取り組み、労働の質を高めることにより、多様なライフスタイルを可能にし、企業の生産性の向上につなげていくことが重要です。このため、以下のような取組を行います。

企業等における生産性向上や働きやすい環境づくりに向けた「働き方改革」の必要性等についての普及啓発を図ります。

【県】

< 2 「全員参加の社会の実現加速」に向けた職業能力底上げの推進 >

(1) 若者への支援の充実

若者は、早期離職の影響等から他の年齢より失業率が高い状態にあるとともに、無業者の割合が高い傾向にあるなどの課題があります。このような状況の中、若者の職業的自立を促進するには、若者自身が職業や働き方について考えることができる機会を提供するとともに、自らの適性にあった職業選択ができるよう、適切な助言や職業能力開発の機会の提供が必要です。また、学生の県外流出が多く、人材確保の観点からの取組も必要となっています。このため、以下のような取組を行います。

若者の就職支援の拠点として国と県等で一体的に運営している「おしごと広場みえ」において、就職に関する相談や情報提供など、総合的なサービスをワンストップで提供します。

【労働局、県】

高校生や大学生、短大生、高専生等が在学中から職業意識を高め、適性に応じた職業選択ができるよう、事業所の現場見学や職業人との対話、インターンシップ等の機会の提供等に取り組みます。

【県】

就職先未定のまま高校や大学、短期大学、高等専門学校等を卒業した若者や離職者への就職支援として、ビジネスマナー等の座学訓練や実地研修など多様な内容の職業能力開発機会を提供します。

【県】

様々な課題を抱え、自立が困難な若者を包括的に支援する体制を県内に広め、就労体験などを通じて自立を促す機会を充実していきます。

【県】

関西圏、中部圏の大学と就職支援協定を締結し、相互に連携・協力して県外大学生の就職活動の支援を行います。また、関西圏、中部圏、首都圏において、県内企業へのインターンシップの促進やU・Iターン就職セミナーを行うこと等により、県内企業へのU・Iターン就職を促進します。

【県】

キャリア教育の観点から県内企業へのインターンシップの実施や、出張就職相談などを県内大学、短期大学、高等専門学校等と連携して行います。

【県】

(2) 障がい者への支援の充実

本県の民間企業等における障がい者の実雇用率は、大きく改善していますが、一般就労を希望する障がい者の人数は年々増加しています。また、平成28年4月から改正障害者雇用促進法の施行により、事業主に対して、障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供が求められています。

これらの状況を踏まえて、障がい者のより円滑な就労を促進するためには、身体、知的、精神等の障がいの特性その他心身の状態に応じた支援が必要であることから、就学時期から卒業後に至る各段階での職業能力開発や地域における医療・福祉・労働の各関係機関の連携による多面的な取組が必要です。このため、以下のような取組を行います。

津高等技術学校における障がい者を対象とした職業訓練や県外の障害者職業能力開発校における訓練受講により、障がい者の技能習得を支援します。

【労働局、県】

地域において、障がい者の就業及びこれに伴う日常生活等を一体的に支援する障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所、関係機関等の連携を図り、民間企業等において障がい者の態様に応じた職業能力開発の機会を提供し、障がい者の就労を促進します。

【労働局、県】

障がいのある子どもたちが自立と社会参画に向けて必要な力を身につけられるよう計画的・組織的なキャリア教育を推進します。

【労働局、県】

障がい者が適性に合った職業選択ができるよう、企業の現場見学などの機会の提供に取り組みます。

【労働局】

県において整備したステップアップカフェや企業、行政機関における実習の機会を提供し、障がい者の就労意識の醸成や職業適性の把握を支援します。

【労働局、県】

三重障害者職業センターにおいて、職業能力等の評価に基づき、職業選択や職場定着に向けた相談や助言のほか、センターや事業所での作業体験等を通じて、職業に関する知識習得や技能向上などの職業準備支援に取り組みます。

【雇用支援機構】

(3) 女性への支援の充実

育児・介護のために長期に離職した場合やひとり親家庭などは、職業訓練が受けられなかったなどの理由により、職に就くことが困難になる場合があります。このため、以下のような取組を行います。

再就職を希望する女性に対し、キャリアカウンセリング(相談対応・情報提供等)を行うとともに、県とハローワーク等の連携により就職支援を行います。

【労働局、県】

ひとり親家庭等の経済的自立への支援として、看護師や介護福祉士等の資格取得に対する助成や貸付を行うとともに、ビジネスマナー等の働くための基礎的知識を加えた職業訓練を実施します。

【県】

女性の活躍推進に向けて、企業等における女性の職域拡大や活躍できる環境

整備が進むよう働きかけを行うとともに、研修等の支援を行います。

【県】

(4) 高齢者への支援の充実

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正により、企業における希望者全員の65歳までの雇用確保の仕組みが整備されたところですが、65歳を超えても働きたい高齢者の就業機会を確保していくことが課題と言えます。このため、以下のような取組を行います。

地域の事業主団体と連携し、就業に必要な知識と技能の講習を実施するとともに、講習後に実施する合同面接会により就業のための指導・援助を行います。

【労働局、シルバー人材センター】

(5) 多様な働き方の推進

少子高齢化に伴い労働力人口の減少が課題となる中、働くことを希望する若者をはじめ、障がい者や女性、高齢者など様々な方が自己の能力や適性に応じて、お互いの価値を認め合いながら安心して働くことができる環境づくりを進めるためには、企業等におけるこれまでの働き方を変え、多様な働き方を実現することが重要です。このため、以下のような取組を行います。

働くことを希望する誰もが、安心して働くことができる環境づくりを進めるため、企業等における「働き方改革」を推進する中で、多様な働き方の必要性に関する普及啓発を図ります。

【県】

< 3 生涯を通じたキャリア形成支援の推進 >

(1) 企業による労働者の職業能力開発への支援

多くの企業が人材育成・能力開発を重要な課題と考えています。このため、企業における研修の実施や、自己啓発への支援を行うなど多様な取組を行っていますが、個々の企業や中小企業等では実施が困難な内容、場合があるなどの課題があります。このため、以下のような取組を行います。

職業能力開発促進センターや津高等技術学校において、個々の企業や民間教育訓練機関では実施が困難な職業訓練を実施し、企業の人材育成を支援します。

【雇用支援機構、県】

従業員のカリヤ形成を考えている企業への情報提供や計画的に人材育成を実施する企業を支援することで、企業が従業員のために行うキャリア形成への

取組を促進します。

【労働局】

中小企業事業主やその団体等が自ら設置する職業能力開発校等において従業員に対して、職業能力開発促進法に定められた職業訓練（認定職業訓練）を実施する場合に、その経費を助成します。

【県】

（２）個人の主体的な職業能力開発への支援

働き方の多様化など職業を取り巻く環境が変化する中、職業生活において自己実現を図っていくには、企業主導の能力開発に加え、個人が職業生活の設計を行い、職業能力開発を行っていくことがますます重要になっています。このことから、個人の主体的な職業能力開発を促進するため、以下のような取組を行います。

労働者のキャリアアップや離職者の再就職を支援するために、ITスキルや語学、福祉関係など指定の資格等の講座を受講した場合に経費を助成します。

【労働局】

労働者が有する様々な技能を評価する制度である技能検定制度の実施や津高等技術学校における訓練等により、労働者のキャリアアップを支援します。

【県、能開協会】

（３）キャリア教育の推進

近年、若年無業者やフリーターの存在、非正規雇用の増加、新規学校卒業就職者の雇用のミスマッチなどによる早期離職が問題となっており、子どもたちに対するキャリア教育の充実が求められています。このため、以下のような取組を行います。

子どもたち一人ひとりの社会的・職業的自立に必要な能力等を育成するため、教育活動全体を通じて、組織的・系統的なキャリア教育を推進します。

【県】

実社会で必要とされる専門的な知識や技能を育むため、学校と地域・産業界の連携による専門性を活かした職業教育を推進します。

【県】

主に学校を卒業する高校生を対象として、労働法等の働く上での基本的なルールなどについての周知を図ります。

【県】

子どもの頃から「ものづくり」に触れることで、技能に対する理解と興味を深めるため、小中学生等への体験学習を実施します。

【技能士会、雇用支援機構】

建設業界への関心を高めるため、高校生等を対象とした現場見学会やインターンシップを実施することにより、若者に技術継承ができるよう取り組みます。

【県】

県内の工業高校が持つポテンシャルを活かしつつ、一層高度なものづくり教育を行う魅力的な教育環境を整備するため、四日市工業高校に専攻科を設置します。

【県】

外国籍の子どもやその保護者等が、職業について理解を深め、夢や目標を持って学校での学習や、日本語、母国語の習得に意欲的に取り組めるよう多言語による日本の職業の案内、外国人の先輩のメッセージなどの情報を提供します。

【県】

< 4 技能の振興 >

(1) 技能が尊重される社会づくりの推進

企業の人材育成や地域産業を担う人材の確保が求められています。また、県民が技能の必要性、重要性についての理解を深め、技能の振興や技能が尊重される社会を形成する必要があります。このため、以下のような取組を行います。

技能検定制度を推進することにより、労働者のキャリアアップへの意欲向上や企業の人材育成・適材配置等を促進し産業の振興を図ります。

【県、能開協会】

優秀な技能者の表彰や技能者の競技大会への参加を支援することにより、技能者の意欲向上を図るとともに、熟練した技能に対する県民の理解を深め、技能が尊重される社会の形成を促進します。

【県、能開協会】

工業高校・農業高校等の生徒などに対して、技能検定制度の活用を促進し、企業ですぐに活躍できる人材の育成を図ります。

【能開協会】

津高等技術学校において、高等学校卒業者等を対象とした職業訓練を行い、地域産業の担い手を育成します。

【県】

< 5 職業訓練に関する基盤の充実等 >

(1) 関係機関の連携強化

職業能力開発は、国（三重労働局・県内9か所のハローワーク）、県といった行政機関、(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構、三重県職業能力開発協会、(一社)三重県技能士会、認定職業訓練校など様々な公共部門や民間部門が関係しています。このため、効率的で効果的な職業訓練を実施するためには、相互の機能を活かした役割分担と連携が不可欠となっています。

このことから、関係機関が参加する「三重県地域訓練協議会」や地域レベルのコンソーシアムなど様々な会議等を通じて情報交換や業務の調整を図るなど関係機関の連携を一層強化していきます。

また、行政内部においても、若者、障がい者、女性などの職業能力開発施策を実施するにあたっては、労働分野だけではなく、教育分野や福祉分野等の関係部署との連携が重要であり、組織内での会議等による連携も強化していきます。

【労働局、県、雇用支援機構、能開協会、技能士会】

(2) 情報提供の充実

個人や企業に対する職業能力開発が効果的に推進されるためには、職業訓練を希望する個人や企業に対して必要な情報が容易に入手できる環境を整備することが必要です。

そのため、各公共職業能力開発施設が関係機関と連携し、職業能力開発に関する情報を広報媒体やホームページ等を積極的に活用しながら、的確かつ効果的な周知・広報に取り組みます。

【労働局、県、雇用支援機構】

(3) 職業訓練に関する品質の確保

厚生労働省は、公的職業訓練の担い手である民間教育訓練機関が提供する職業訓練サービスと民間教育訓練機関のマネジメントの質の向上を目的とした、民間教育訓練機関のための質保証に関するガイドライン(「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」)を平成23年12月に策定しました。

このガイドラインに基づき、(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」等を活用しながら、職業訓練の品質の確保に努めていきます。

【県、雇用支援機構】

(4) 職業訓練指導員等の指導技術向上

グローバル化の進展、ICT等の技術の進歩、経済のサービス化による産業構造の変化など社会経済環境は大きく変化しています。この変化に対応して職業訓練を雇用に結び付けていくためには、従来の基本的な技術の習得だけでなく最新技術の習得や就職支援に関する知識の習得などが重要です。

そのため、三重県職業能力開発協会や職業能力開発総合大学校の実施する研修等を活用して、職業訓練指導員の指導技術の向上に努めます。

【県、雇用支援機構】

(5) ジョブ・カード制度の普及促進

ジョブ・カードは、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用する制度であり、個人のキャリアアップや多様な人材の円滑な就職などを促進するためのものとして重要性が増しています。

国においては、ジョブ・カード制度の普及促進を目的として、ジョブ・カード制度総合サイトを立ち上げ、個人や企業がジョブ・カードを活用するにあたっての総合的な支援、普及を進めているところであり、本県においても、三重県地域ジョブ・カード運営本部を中心として、求職者、学生、企業、教育訓練機関等の関係者に対してジョブ・カードの役割、活用方法等を説明し理解を求め、制度の普及に取り組みます。

【労働局、県、雇用支援機構】

(6) 職業能力開発に関する国の動向への対応

若者も高齢者も、男性も女性も、障がいや難病のある方々など、誰もが活躍できる全員参加型社会の実現のため、平成 28 年 6 月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。

このプランでは一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題として、多様な働き方の選択肢を広げるための働き方改革と、労働の質を高めることによる生産性向上に取り組んでいく方向が示されるなど、雇用や職業能力開発を巡る環境は大きな変革期を迎えています。

このような雇用や職業能力開発を巡る国の動きを的確に捉え、県においても、関係機関との密接な連携のもと今後の様々な制度改革等に適切に対応していきます。

【県】